

生活情報

役場庁舎内などで夏季軽装を実施します

●実施期間 5月下旬～10月中旬

●実施内容 軽装での執務を行います。会議なども軽装で行います。

●問い合わせ 総務課総務グループ ☎0152(25)2131

困りごと無料出張相談を行います

「オホーツク相談センターふうろう」による無料出張相談を開催します。病気で働けない、生活が苦しいなど、一人ひとりの抱えている問題に寄り添って解決方法を考え、利用できる制度やサービス等を活用しながら継続的にサポートしていきます。

●実施日(前期) 6月28日(水) 午前10時～午後3時 7月26日(水) 午前10時～午後3時 ※予約がない場合は中止となる場合があります

「緑の湯」臨時休業のお知らせ

施設修繕工事に伴い、6月26日(月)～28日(水)まで臨時休業となります。ご利用の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願ひします。

●問い合わせ 緑の湯 ☎0152(27)5511

税情報

今月は町道民税などの納付月です

今月は、町道民税(1期)と国民健康保険税(1期)と後期高齢者医療保険料(1期)を納付する月です。

●納期限 6月30日(金) ※納税通知書の発送は6月8日(木)を予定しております。

●納付場所 役場出納窓口 ▼札弦支所 ▼緑支所 ▼納付書記載の金融機関 また、固定資産税(1期)と軽自動車税種別割(全期)の納期が

8月23日(水) 午前10時～午後3時 9月27日(水) 午前10時～午後3時 前日の正午までにご予約をお願いします。

●場所 保健センター 地域社会活動室

●予約先 オホーツク相談センター ふうろう ☎0157(25)3110

●相談料 無料

●問い合わせ 保健福祉課福祉介護グループ ☎0152(25)3847

あたたかなお気持ちありがとうございます(令和5年4月受付分)

社会福祉協議会へ寄付

●寄付金 (老健きよさと・ケアハウスきよさと含む) 張山 幸子さん(上斜里東) 長尾 せつ子さん(羽衣町第1) 太田 幸子さん(羽衣町第3) 森 修さん(下江鷹)

●お品物 興水 薫さん(札弦町第3) 興水 薫さん(札弦町第3)

●特別養護老人ホームへ寄付 寄付金 長尾 せつ子さん(羽衣町第1)

町民課税務・収納グループ ☎0152(25)2136

過ぎていきます。

納め忘れている方は、早急に納めてください。

●問い合わせ

軽自動車の車検が「軽JNK S」で変わります

令和5年1月から、「軽JNK S(軽自動車税納付確認システム)」により、軽自動車税(種別割)の納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。これにより、継続検査用納税証明書の提示が不要になります。

ただし、次のようなケースでは、軽JNK Sによる納付確認ができないため、継続検査用納税証明書の提示が必要となります。

- ・小型二輪(251cc以上のバイク)の車検を受ける場合
- ・中古車を購入したばかりで軽自動車税(種別割)の課税がされていない場合
- ・他の市町村から引越してきた直後の場合

●問い合わせ 町民課税務・収納グループ ☎0152(25)2136

道路整備工事に伴う交通規制のお知らせ

道路整備工事に伴い、下記のとおり道路の交通規制を実施します。ご利用の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【規制箇所】



17号道路

【規制内容】

全面通行止め 路線名 町道17号道路 (道道摩周湖斜里線～5線間)

【施行箇所】

道道摩周湖斜里線～17号踏切付近

【期間】

6月7日(水)～9月29日(金)

《問い合わせ》 産業建設課建設グループ ☎0152(25)3572

令和5年度から対象者拡充ハイヤー利用助成券を交付しています



ぜひ、ご利用ください

【対象者】

- 70歳以上の方(免許の有無は問いません) ※70～74歳の方へは半額助成
- 妊婦の方
- 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳を所有している方
- 指定難病医療受給者証を所有、かつ運動に障がいや来す疾患である神経・筋疾患を有する方(パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症、重症筋無力症、多発性硬化症/視神経脊髄炎、脊髄小脳変性症の方など)

【申請方法】

申請書を用意していますので、役場企画政策課、札弦支所、緑支所または保健センターまでお越しください。

【申請に必要なもの】

- 氏名及び生年月日がわかるもの
- 障がい者手帳、母子手帳、指定難病医療受給者証(該当者のみ)

《問い合わせ》 企画政策課まちづくりグループ ☎0152(25)2135

新型コロナウイルス感染症は5類感染症になりました

移行後の基本的感染対策は個人の判断が基本となります

- 手洗いなどの手指衛生
- 十分な換気
- 三密回避
- 人との距離確保

- 手洗いなどの手指衛生や換気は、引き続き基本的感染対策に有効
- 流行期において高齢者等は、混雑した場所を避けることなどが有効

◆**症状があるとき**◆ 体調不安や発熱等の症状がある場合は自宅療養をするか、かかりつけ医または健康相談センターに相談してください。

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター
0120-501-507 (24時間)

療養に関するQ&A

Q. 新型コロナウイルス感染症にかかったらどうすればよいですか？

- A.
- 発症日を0日目として5日間を経過し、かつ症状が軽快した後24時間が経過するまでは出来るだけ外出を控えてください。
 - 療養中にご自身での体調管理をお願いします。(保健所による健康観察はありません)
 - 発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどの症状が現れますが、ほとんどの方は2～4日で軽くなります。
 - 「症状が悪化した」などの場合は、診断を受けた医療機関や上記の健康相談センターに相談してください。

Q. 同居者がコロナ陽性となった場合はどうすればよいですか？

- A.
- 家庭内で感染しないよう、以下の基本的な感染対策の実施をお願いします。
- 手洗いや手指消毒の徹底
 - 部屋の換気
 - 物資等の共有を避け、極力接触も避ける

Q. 新型コロナウイルス感染症は他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

- A.
- 一般的にコロナ発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出していると言われています。
 - 発症後3日間は感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。
 - 特に発症後5日間で他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、こちらのホームページからご覧になれます



厚生労働省ホームページ



北海道庁ホームページ

《問い合わせ》 保健福祉課保健グループ (保健センター内) ☎0152 (25) 3850



催し

すくすく健康相談

●日時 6月14日(水) 午前9時30分

●場所 子育て支援センター

●内容 身体測定(保健・栄養相談)

●持ち物 母子健康手帳・パスポート

●対象者 0歳児・就学前のお子さんと保護者

おひさま広場(お散歩)

●日時 6月5日(月)・19日(月) 午前10時

●内容 支援センターの周辺を散歩します。自然に触れたり、戸外を歩く心地よさを味わいながらお散歩を楽しみましょう!ベビーカーでの参加もお待ちしています。

●持ち物 帽子・飲み物・着替えなど

●対象者 0歳児・就学前のお子さんと保護者

●日時 7月5日(水) 午前10時30分

●内容 「乳幼児の緊急時の対処法」

子育て講座

「乳幼児の緊急時の対処法」

分

●場所 子育て支援センター

●内容 熱性けいれんや転落、誤飲、溺水など事故が起こったときの対処法を学びます。お子さんに何かがあった時に一番近くにいる保護者がパニックにならないよう、対応方法を知っておくと安心です。

●講師 斜里地区消防組合 清里分署 救急救命士

●申込期限 6月23日(金)まで

●対象 0歳・就学前のお子さん

●問い合わせ 保健福祉課子ども・子育てグループ

☎0152 (25) 2100

5月10日付人事

()内は前所属

町民課長事務取扱を兼務

副町長 岸本幸雄

総務課長(町民課長)

阿部真也

●問い合わせ

総務課総務グループ

☎0152 (25) 2131

北海道からのお知らせ

子育て世帯に道産品のお米・牛乳を支給しています

北海道では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成17年4月2日から令和5年9月30日までに生まれた子どもがいる道内の世帯に、おこめ券等を支給する事業を実施しています。詳細は、ホームページをご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。

北海道お米・牛乳子育て
応援事業 電子申請はこちら



《問い合わせ》
北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局
コールセンター ☎011 (350) 7371
《申請書設置場所》
保健福祉課子ども・子育てグループ (保健センター内)
☎0152 (25) 2100

路線バス運転体験 合同就職相談会 in オホーツク

参加
無料

事前申込み不要 履歴書不要

●日時 6月17日(土) 午前10時～午後2時

●会場 北見運転免許試験場

●出展事業者

- 北海道北見バス(株)
- 網走バス(株)
- 斜里バス(株)
- 阿寒バス(株)
- 宗谷バス(株)

※運転体験は完全予約制です。ホームページまたはお電話にて6月15日(木)までにお申込みください。

予約は
こちら▶



【主催】北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会
【協力】北見地区バス協会、北見運輸支局、北海道警察北見方面本部

《問い合わせ》
オホーツク地域等公共交通活性化協議会
☎0152 (41) 0624

児童手当制度についてお知らせします

児童手当は、児童を養育している方の家庭生活の安定と、児童の健全な育成を図るために支給する手当です。

●支給対象

中学校卒業までの児童を養育している方（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）

●支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限限度額等

児童を養育している方の所得が下の表①所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。なお、所得が②所得上限限度額以上の場合は資格喪失となり、児童手当等は支給されません。

扶養親族の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※扶養親族の数が4人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、3人を越えた1人につき38万円（扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算

●手続きが必要な方

以下に該当するときは届出が必要です。

- 1 出生・転入等により新たに受給資格が生じたとき
*受給資格があっても申請しなければ支給できませんのでご注意ください。
- 2 転出するとき、児童を養育しなくなったことなどにより支給対象となる児童がいなくなったとき
- 3 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- 4 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 5 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）

●現況届の提出が原則不要になりました

令和4年度より現況届の提出は原則不要となりました。

*ただし町が保有している情報により、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているか把握できない受給者については従前どおり現況届の提出が必要です。対象者には6月上旬に現況届の用紙を送付いたします。

《問い合わせ》 保健福祉課子ども・子育てグループ（保健センター内） ☎0152（25）2100

マイナンバーカードに関するお知らせ

★マイナンバーカード普及促進事業（現金1万円）★

1人につき1万円の現金給付事業は、【令和5年3月31日まで】にマイナンバーカードを【申請】された方が対象です。

対象者の方へ申請書を送付していますので、お手元に届きましたら必要事項を記入のうえ、ご返送ください。



★マイナポイント第2弾（最大2万円分）★

【令和5年2月28日まで】にマイナンバーカードを【申請】された方が対象です。
ポイントの申込手続き、ポイントの対象となるチャージまたはお買い物、健康保険証の利用申込みおよび公金受取口座の登録期限は、【令和5年9月30日まで】となります。

※ポイントを受け取るためには、ウェブサイトより申込手続きが必要です。
※きよぽんでお申込みされた方は、ポイントを使って商店や飲食店を盛り上げましょう！



「スマートフォン用電子証明書搭載サービス」が始まりました！

令和5年5月11日より、Android 端末スマートフォン（※1）に「マイナンバーカードの署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書の機能」を搭載できるようになりました。

本サービスの利用登録を行うことで、マイナンバーカードを使わずに、スマートフォンだけで「確定申告や引っ越しによる転出等のオンライン申請」をはじめ、「各種民間オンラインサービスの申込みおよび利用」や「健康保険証としての利用」等が可能となります。（※2）

本サービスを利用する場合、マイナポータルアプリをダウンロードのうえ起動すると、お使いのスマートフォンが本サービスの対応機種（※3）である場合、申込可能である旨の画面が表示されますので、引き続き画面の指示に従ってご登録ください。

※1 iPhone 端末スマートフォンには搭載できません。（対応時期未定）

※2 手続きの種類によって、利用可能となる時期は異なります。

※3 対応機種でない場合、申込可能である旨の画面は表示されませんので、従来通りマイナンバーカードをご利用ください。

問い合わせ先

【スマートフォン用電子証明書搭載サービスについて】
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
【マイナンバーカードやマイナポイントについて】
町民課町民生活グループ ☎0152-25-2157

マイナポータルはこちら



国民健康保険税 税率などが変わります

国民健康保険は、加入する被保険者の皆さんで保険料（国保税）を出し合い、病気やケガなど必要な医療費の給付を行う制度です。

国保会計の運営は、平成30年4月から北海道と市町村が共同で行っており、北海道は今

後、加入者負担の公平性を図るため、同じ所得、年齢層・世帯構成であればどの市町村でも同じ保険料となる「統一保険料」を目指しています。清里町においても将来的な統一保険料に向けて次のとおり見直しを行いました。

■賦課方式が変わります

町では令和3年度より段階的に資産割を縮小しており、今回の改正により資産割を廃止します。これにより、令和5年度からは、均等割、平等割、所得割の3方式で計算されることになりました。

これまで（4方式）

均等割額	加入者一人あたり
平等割額	一世帯あたり
所得割額	前年中の所得に対して
資産割額	町内の固定資産税に対して

これから（3方式）

均等割額	加入者一人あたり
平等割額	一世帯あたり
所得割額	前年中の所得に対して

■国保税率が変わります

令和5年度の国保税率は次のとおりです。なお、資産割が廃止されることによる税収の不足分は、所得割で補います。

区分	改正前（令和4年度）			改正後（令和5年度）		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.8%	1.6%	1.1%	7.1% (0.3%増)	1.6% (改正なし)	1.1% (改正なし)
資産割	12.0%	3.0%	2.0%	廃止	廃止	廃止
均等割	28,000円	8,000円	9,000円	28,000円 (改正なし)	8,000円 (改正なし)	9,000円 (改正なし)
平等割	28,000円	8,000円	6,000円	28,000円 (改正なし)	8,000円 (改正なし)	6,000円 (改正なし)
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円	650,000円 (改正なし)	220,000円 (20,000円増)	170,000円 (改正なし)

■保険税の軽減判定の基準が変わります

前年度の所得が一定額以下の世帯に対して、税額の軽減制度を設けています。医療分、支援金分、介護分の「均等割額・平等割額」が軽減の対象となります。

軽減割合	軽減判定所得基準（所得が次の金額以下の世帯）	
	改正前（令和4年度）	改正後（令和5年度）
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)	改正なし
5割軽減	43万円+28万5千円× 被保険者数及び特定同一世帯所属者の数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)	43万円+29万円× 被保険者数及び特定同一世帯所属者の数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)
2割軽減	43万円+52万円× 被保険者数及び特定同一世帯所属者の数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)	43万円+53万5千円× 被保険者数及び特定同一世帯所属者の数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)

《問い合わせ》 町民課税務・収納グループ ☎0152(25)2136

国民年金保険料の納付が困難な場合には 保険料の免除・猶予制度や学生納付特例制度をご利用ください

保険料は未納のままにせず、保険料の免除・猶予制度や学生納付特例制度をご利用ください。未納の状態、万一、障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取れない場合があります。また、将来の「老齢基礎年金」に反映されず、減額や受け取れない場合もあります。

■免除・猶予制度などの概要（令和5年度）

制度名	免除後の月額保険料	老齢基礎年金額への反映割合	前年所得の審査対象者	年金を受給するとき	後から保険料を納めたいとき
全額免除	0円	4/8	本人 (失業の場合は除く) + 世帯主 + 配偶者	保険料納付済期間と同じ扱いです。	10年以内なら納めることができる、「追納制度」があります。 (ただし、3年目以降は加算金が付きません。)
3/4免除	4,130円	5/8			
半額免除	8,260円	6/8			
1/4免除	12,390円	7/8	本人 + 配偶者		
納付猶予(50歳未満)	0円	年金額に反映されませんが、満額支給には追納が必要です。			
学生納付特例	0円		本人のみ		
未納	—	資格期間に算入されず年額にも反映されません。	—	年金が受けられない場合があります。	2年を過ぎると納めることができません。

■免除等を受けるための条件・・・本人・配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下

■申請できる期間・・・過去2年前まで、さかのぼって申請することができます。

■免除・猶予等の期間・・・【各免除・猶予】7月分から翌年6月分
【学生納付特例】4月分から翌年3月分

■申請期限・・・【令和4年度分の申請】随時受け付け、【令和5年度分の申請】7月1日から受け付け開始

■申請の際に必要なもの・・・マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
失業を理由とする場合：雇用保険受給資格者証または離職票のコピー
学生納付特例：学生証の写しまたは在学証明書

前年所得を条件としない制度もあります

■失業等による特例免除

失業した場合も申請する事により、保険料の納付が免除となったり、猶予となる場合があります。右記の申請に必要な書類を添えて申請書を提出してください。ただし、本人の所得は審査の対象となりませんが、世帯主・配偶者の所得は審査の対象となります。また、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除制度

令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年度中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除に該当する水準になることが見込まれる場合、国民年金保険料を免除・猶予する取扱いの申請ができます。

令和4年度分（令和4年7月分～令和5年6月分）の申請まで可能です。ただし、令和2年2月以降の保険料が対象となりますが、申請可能期間は申請した月の2年1カ月前の月分からになります。

■産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の免除された期間は保険料を納付したものととして反映されます。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※一部免除を受けた方でも、減額された免除後の保険料を納めない場合は、未納期間として取り扱われますので、忘れずに保険料の納付をお願いします。

※承認期間中の病気やケガが原因で障がい者になった場合には、障がいの程度に応じて障害基礎年金が支給されます。ただし、承認期間以外に保険料の未納期間があると支給されないこともあります。

《問い合わせ》 町民課町民生活グループ（戸籍年金担当） ☎0152(25)2157
北見年金事務所（国民年金課） ☎0157(25)8703

町営住宅入居者募集

■申込期間【一般募集住宅】 6月1日(木)～6月9日(金) ■選考委員会 6月13日(火)予定

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。
 公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。
 (入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります)

- 入居資格など、詳しくはお問い合わせください
- 公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町22番地5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円
			2DK	239号	8,500円～12,600円
札進団地	札弦町51番地2		2DK	267号	5,700円～8,500円
				268号	
札南団地	札弦町36番地3		2DK	212号	4,300円～6,500円
			3DK	217号	5,500円～8,200円
さくらんぼ団地	水元町35番地5	一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,000円～28,300円
				92-26号	18,000円～26,800円
				93-35号	18,200円～27,100円
				93-36号	19,200円～28,600円
				93-39号	19,200円～28,600円
	94-44号	19,400円～29,000円			

※さくらんぼ団地(一部)・青葉団地・札進団地・札南団地のお部屋に関しましては、お申し込み後に修繕を行うため、入居まで2か月程度時間を要します。あらかじめご承知おきください。

■特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
ふれあい団地	羽衣町39番地4	単身向け	1LDK	99-664号	21,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	単身向け	1LDK	93-617号	21,000円
				95-633号	21,000円
ふれあい団地	羽衣町39番地4	一般世帯向け	2LDK	98-727号	36,000円
				01-743号	36,000円
				00-739号	36,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	一般世帯向け	3LDK	93-703号	41,000円
				93-704号	
				97-712号	



さくらんぼ団地 (公営住宅)



ふれあい団地



リバーサイド団地

問い合わせ 町民課町民生活グループ ☎25-3577

6月のイベントカレンダー

●保健福祉課保健グループ ☎0152 (25) 3850

行事	日時	場所
結核肺がん検診 (巡回)	7日(水) 午前9時～	町内各所
結核肺がん検診	8日(木) 午前8時30分～	緑センター
結核肺がん検診	9日(金) 10日(土) 午前10時30分～	保健センター
ミニドック検診	8日(木) 午前6時30分～	緑センター
ミニドック検診	9日(金) 午前6時30分～	保健センター
ミニドック検診 (レディース検診併用)	10日(土) 午前6時30分～	保健センター
乳幼児健診	15日(木) 午後1時～	保健センター
こころの健康相談	26日(月) 午前9時～	保健センター
はじめてのお誕生会	27日(火) 午前9時30分～	保健センター

●子育て支援センター ☎0152 (25) 2100

行事	日時	場所
おひさま広場 (お散歩)	5日(月) 19日(月) 午前10時～	子育て支援センター
すくすく健康相談	14日(水) 午前9時30分～	子育て支援センター
親子で遊ぼう土曜日開放	17日(土) 午前9時30分～	子育て支援センター
赤ちゃん広場 (7～12カ月)	23日(金) 午前9時30分～	子育て支援センター
札弦親子遊びの広場	26日(月) 午前9時30分～	札弦保育所
子育て講座 「乳幼児の緊急時の対処法」	7月5日(水) 午前10時30分～	子育て支援センター

●教育委員会 ☎0152 (25) 2005

行事	日時	場所
いきいき水中運動教室	1日(木) 8日(木) 15日(木) 22日(木) 29日(木) 午後1時30分～2時30分	町民プール
さわやか水中ウォーク教室	9日(金) 16日(金) 23日(金) 30日(金) 午後7時～8時	町民プール
読み聞かせ会 (3歳～小学校低学年)	22日(木) 午後2時30分	プラネット'97 和室A
読み聞かせ会 (主に0・1・2歳)	28日(水) 午前10時30分～	プラネット'97 和室A

畜犬登録と 狂犬病予防注射を 実施します

実施日 **6月10日(土)**
6月11日(日)

狂犬病は、日本国内では昭和32年(1957年)を最後に発生がありません。しかし、海外では現在も発生が続いており、治療法がなく発症するとほぼ100%死に至る恐ろしい感染症です。

そのため、生後91日以上の子犬には狂犬病予防法により飼い犬の「畜犬登録」と年1回の「狂犬病予防注射の実施」が義務付けられています。登録後には「鑑札」、注射後には「注射済票」がそれぞれ交付されます。これらは首輪などに装着してください。未登録・未注射・非装着は法令により罰せられます。

畜犬登録及び狂犬病予防注射の料金と日程

料 金		登録料	注射料	注射済票交付料	合 計
	新規登録犬	3,000円	2,690円	550円	6,240円
	登録済犬	—	2,690円	550円	3,240円

日 程	6月10日(土)		6月11日(日)	
	場 所	時 間	場 所	時 間
	江南研修センター	9:00~9:10	神威研修センター	9:20~9:30
	向陽中自治会館	9:15~9:20	緑センター	10:05~10:15
	向陽東自治会館	9:25~9:30	旧麻園団地 (やまと幼稚園横空地)	11:00~11:10
	向陽北自治会館	9:40~9:50	プラネット'97駐車場内	11:15~11:30
	緑ヶ丘公園駐車場(球場前)	9:55~10:05	水元町第1 町営駐車場内	11:35~11:45
	旧新栄小学校	10:30~10:40	水元町第2 セイコーマート横	11:50~12:00
	上斜里自治会館	10:45~10:50	新町自治会館前	12:05~12:10
	役場庁舎前	11:20~11:35	役場庁舎前	12:15~12:30
	神威南自治会館前	13:10~13:20		
	札鶴ベニヤ浴場前	13:25~13:35		
	札弦センター	13:40~13:55		

飼い犬のマナーを守りましょう

- ふんの始末は飼い主が責任をもって持ち帰りましょう ●放し飼い・放し散歩は絶対にやめましょう
- 飼い主のいない動物(野良猫、キツネ、野鳥など)への無責任な餌やりはやめましょう

畜犬取締及び野犬掃討を実施しています

清里町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、野犬掃討を実施しています。期間中の放し飼いの犬、また、野犬については薬殺処分などとなりますので、飼い犬については必ず鎖などでつないでください。飼い犬が逃げ出した、行方不明になった場合には、必ず下記までご連絡ください。

■問い合わせ 町民課町民生活グループ ☎0152(25)3577

清里町子育て支援センター「ファミリーサポート」



子育ての応援をしたい方
(協力会員)

大募集!



地域の子育てのお手伝いをしませんか?

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助ができる方(協力会員)が信頼関係のもとに助け合う相互援助活動(有償ボランティア)を行う組織です。



そばに頼れる人がなくて…。
こんな時に頼れる人がいてく
れたらいいな…。



たまには
自分の時間が
ほしいな…。
リフレッシュしたい!



通院の時に
預かって
もらいたいな…。



出産の時、
上の子を保育園・
幼稚園に送迎して
もらいたいな…。



お迎えが間に合わない…。
誰か代わりにお迎えに
行ってくれないかな…。

協力会員さんには、できる時間で、できることだけを引き受けてもらっています。
「ちょっとした送迎ならできるかも…」 「平日の午前中ならできるかも…」
そのお気持ちが子育て中の保護者の大きな力になります!興味のある方はお気軽にご連絡ください。

- 協力会員は登録後、研修に参加していただきます。
- 援助中の事故に備え、会員になると同時に「補償保険」に加入します。
(保険料は子育て支援センターが負担します。)
- 援助活動にあたり、不安なことがあればご相談ください。

協力会員としてご協力いただける方は、子育て支援センターまでお申し込みください。

問い合わせ・申込み

清里町子育て支援センター **ファミリーサポート**

清里町羽衣町35番地(保健センター内) 【開設時間】 午前8時15分~午後5時(月~金曜日)

TEL 0152(25)2100

FAX 0152(25)2137

令和5年

斜里岳山開き



参加者に
記念タオル
プレゼント

と き 6月25日(日) 午前6時30分

と ころ 斜里岳山小屋「清岳荘」(せいがかくそう)

安全祈願祭：午前6時30分 終了後、ガイド付き記念登山会を行います

斜里岳の自然を守るため 「斜里岳ルール」にご協力ください!!

斜里岳ルール

- 1 携帯トイレを使いましょう
- 2 ストックにキャップを取り付ける
- 3 植物の上に座らない、踏み込まない

- 上二股にトイレブースを設置。携帯トイレ使用に利用ください。
- 携帯トイレは、山小屋「清岳荘」で販売中です。持参の上登山ください。
- 登山には水分の補給が大切です。美味しい「清里の水」販売中!!

新型コロナウイルスなど、体調がすぐれない方の参加をお断りさせていただく場合もございます。

【主催】 NPO法人きよさと観光協会 TEL. 0152(25)4111

【後援】 清里町・網走南部森林管理署・東オホーツクガイド協会

きよさとポイントカード「きよポン」からの
おトクなお知らせ

令和5年

6月22日(木)

電子マネー
10%
チャージ
還元!!

上記日付に
電子マネーを
チャージすると、
チャージ金額の10%分
が加算されます!!

※一人につき1カ月間で
10万円が上限です



お問い合わせ先

清里町商工会 ポイントカード委員会
TEL/0152-25-2628

〒099-4406 斜里郡清里町水元町12番地
月曜～金曜/AM9:00～PM5:00(土曜・日曜・祝日休)